

あかね薬局	〃	緑町三番二六号	〃	〃
コスモ薬局	〃	泉都町一番三号	〃	〃
さきよう薬局	〃	小郡下郷二二二〇の一	〃	〃
ゆず薬局	〃	岩国市南岩国町四丁目五七番一	〃	〃
れもん薬局	〃	由宇町由宇崎五の三	〃	〃
ウォンツ竜王薬局	〃	山陽小野田市北竜王町一五番二四	〃	〃
さゆり薬局	〃	大字小野田一三一五	〃	〃
ひまわり薬局	〃	の三〇	〃	〃
ひまわり薬局	〃	日の出四丁目五番二	〃	〃
さつき薬局	〃	北竜王町一〇番八号	〃	〃
つくし薬局	〃	鴨庄一の一三	〃	〃

山口県告示第百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年六月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
渡邊武司	岩国市今津町一丁目一〇番一七号	岩国薬品くすり箱	岩国市今津町一丁目一〇番一七号	居宅療養管理指導	令和六、三、三一
介護予防事業者氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
渡邊武司	岩国市今津町一丁目一〇番一七号	岩国薬品くすり箱	岩国市今津町一丁目一〇番一七号	介護予防居宅療養管理指導	令和六、三、三一



(二一) 令和六年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第二項の規定により、令和六年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和六年六月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

令和六年九月八日（日曜日）午前十時三十分から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

- 1 衛生法規に関する知識
 - 2 公衆衛生に関する知識
 - 3 洗濯物の処理に関する知識
- (二) 技能試験
- 1 洗濯物の処理に関する知識
 - (1) 薬品の鑑別
 - (2) 繊維の識別
 - (3) 絵表示の判別
 - 2 洗濯物の処理に関する技能
 - 白無地カッターシャツ（木綿一〇〇パーセントのもの）のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百五十四号）附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験願書の受付期間

令和六年七月一日（月曜日）から同月二十二日（月曜日）まで（郵送の場合は、七

月二十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者
住所地を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所がある者については当該住所地の市役所とし、防府市に住所がある者については山口県山口環境保健所とする。)

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

七 受験手数料

八千五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。以下同じ。)、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三一二九七〇)にすること。

(一一二) 県営古屋地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営古屋地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年六月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営古屋地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年六月十二日から同年七月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

令和六年六月十一日
発行

発行人
所

山口県知事
庁